

奈良 十市町自治会所蔵 木造天部立像の保存修理

佐藤 大

修理年度 平成十六・十七年度

事業者 十市町自治会

事業助成者 奈良県・橿原市

施工 財団法人美術院

はじめに

奈良盆地のほぼ中央、橿原市十市町は古代・中世における十市郡の政治・経済・文化の中心地であり、十市御県坐神社を中心として古代豪族十市県主が活躍したと考えられる場所である。

本像は神社の西五〇〇m程の所にある正覚寺に伝来した天部立像である。正覚寺は現在は自治会が管理する小堂だが、本像の他、平安前期に遡る地蔵菩薩立像や平安末期の半丈六の大日如来坐像などを伝えており、当地における往時の仏教文化の存在を知ることができ⁽¹⁾。

本像は同寺地蔵菩薩立像と共に昭和五十年に橿原市指定文化財となり、昭和五十六年には奈良国立博物館に寄託された。奈良県指定有形文化財に指定されたのは昭和六十三年である⁽²⁾。両像とも損傷により自立が難しい状況で、博物館にありながらこれまで展示の機会

はほとんどなかった。今回の修理事業は博物館から奈良県教育委員会に相談があり、県・橿原市教育委員会・地元自治会の三者の交渉により実現したものである。修理は十市町自治会を事業主体とし、(財)美術院に委託し、奈良国立博物館内文化財保存修理所において実施した。修理監督は奈良県教育委員会が行った。

本稿では天部・地蔵の二体のうち天部立像の修理内容について報告する。

【像の概要】

等身大の天部立像である⁽³⁾。頭上に大きな宝冠をつけ、唐風の衣をまとう姿から梵天または帝釈天としてつくられたとみられる。頭・体幹部を杳先まで含みサクラ属の一枚から彫成し⁽⁴⁾、背面の上下二箇所から内刳りを施し、両肩以下にクス(楠)かと思られる袖部材を矧ぎ付ける一木造の構造である⁽⁵⁾。面幅が広く、肉付けに厚みを残した古様な顔立ちといえるものの、体奥は深くなく、細身で丈高の穏やかな表現にまとめられている。衣文の彫り口は浅く、製作は十世紀末頃と推定される。

【修理前の損傷状況】

- 両肩矧目に沿う部分・裳裾まわり・沓先を中心として全体に虫蝕・腐蝕が認められた。特に両肩上部・上部背割りの右上・右長袂内側半ば・裳裾・沓先等では損傷が著しく、彫刻面が失われていた。
- 両肩・左袖口・下部背割り蓋板の矧目が緩み、上部背割りの蓋板は亡失していた。
- 各所に干割れが生じ、特に背面の腰から裳裾に至る箇所は大きく口を開けていた。
- 肉身部の漆箔、衣部の彩色（ともに後補）に浮き上がる箇所があった。また漆箔表面の古色が尊容を損ねていた。
- 両手首先（後補）の取り付けが悪く、左手は第二・五指が割損欠失し、第三・四指が形状不適合であった。
- 天衣の半ばより先の遊離部分が欠失していた。
- 台座を失い、仮台に不安定な状態で立っていた。

【修理方針】

修理の主要な目的は像を安定した状態で保存できるようにすることである。また朽損が彫刻面にも及ぶことから、表面の調整も必要とされた。表面の漆箔・彩色は全て後補に替わっており、面部の漆箔の上からは本来の眼の造形に相応しくない補彩が施されていた。そのため表面については現状を尊重しつつも、それにとらわれず、現在の文化財修理の考え方の中で可能な限り尊容を回復することとした。

【修理仕様】

（本体）

- 本体の朽損（虫蝕・腐蝕等）は濡れ色に留意し、メチルセルロース（SM四〇〇）～SM四〇〇〇）一％及び二％液を使い分けて含浸強化した。
- 手首・両肩（肩・腕・袂）・左袖口・背板を解体し、右方袂の中途の折損接合箇所は緩みが生じたため一旦取り離した。
- 肉身部の漆箔の浮き上がりは、メチルセルロース（SM四〇〇）にアクリル樹脂エマルション（商品名プライマルAC二二三五）四六％液を加え、剥落止めを行った。漆箔上の漆による古色は可能な範囲で除去し、周囲の漆箔に会わせて見やすいように整えた。
- 衣部の彩色の浮き上がりは、メチルセルロース（SM四〇〇）～SM一五〇〇）一％液で剥落止めを行った。
- 虫蝕・腐蝕箇所には檜材及び漆木屑を充填し彫刻面（右袖口、後襟、両肩、両袂内側の接着面、袂外側面の襞の形、両裾先、両沓先）の形状を整えた。
- 両肩腕部、両袖口、下部背板（杉材）は接着面の欠損等を檜材及び漆木屑を充填し漆で緊結した。但し下部背板には元禄十五年の墨書があるため膠付けとした。
- 各所の干割れのうち、天冠台から左面部にかかる箇所と右口元から顎・三道にかかる箇所は、見やすい程度に尊容を整えた。
- 補修された指先（左手第二・三・四・五指及び、右手第一指）が形状不適合なため撤去し、それぞれの手首に合わせた指先を桧材で補作した。
- 欠失していた上部背板は檜材により補足した。取り付けにあたり、

大きい干割れは檜材を嵌め、形状を整えた。

○天衣の欠損箇所は、現状のままとした。

(台座)

○檜材、黒漆塗りの方座を新補し、上面に丸柄を立て、像底丸柄穴を整えて安定をはかった。

○像底部の形状に合わせた板を設け、像の安定をはかった。

おわりに

今回の修理は像の安定を図ることであった。併せて尊容の回復の方針の一つとしたことにより、外観の上でもより見やすいものになったといえる。面部は目の上に施された補彩を除去し、表面を調整することで像本来の表情が見られるようになった。背面では上部背板を補作し干割れを充填することで、損傷著しい姿を改善することができた。良好な状態で竣工することができたのは修理者の豊富な経験から培われた優れた技術によるものである。また材質や構造技法、下部背板裏面の銘記などの新発見も本修理の貴重な成果である。文化財の修理は公的補助を受けてもなお自己負担金が必要であり、その捻出には地元の理解が欠かせない。今回の場合、寄託以降も自治会代表者がしばしば博物館を訪れており、所有者自身が本像の保存状態を把握し、修理の必要性を認識していたことが修理に結びついた要因といえよう。修理中には自治会代表者と橿原市教育委員会の文化財担当者が工房を訪れ、施工者から説明を受ける機会も設けた。今回修理を実施することができたのは何よりも地域の仏像に対する強い愛着と地元の方々の文化財に対する深い理解があつてのこ

とといえる。

【注】

(1) 大日如来坐像はかつて十市御県坐神社神宮寺大日堂の本尊であり、明治の神仏分離により正覚寺に移座されたと伝えられる。正覚寺は南北朝時代以降の記録では本尊は阿弥陀如来であり、現在の小堂も阿弥陀堂と称している。本像・地藏菩薩立像とも正覚寺に入る以前の伝来は不詳。

(2) 『奈良県指定文化財 昭和62年度版(第29集)』昭和63年 奈良県教育委員会文化財保存課
像の基本データは以下の通り。

(3) 【形状】高髻、天冠台(紐一条、列弁帯)、宝冠彫出。宝冠の表面に飾り金具を打ち付けた痕跡がある。鬢髪一条が耳にかかる。三道相。襦衣、長袂衣、襦袢衣を著し、両手に天衣をかける。左手屈臂、掌を内にして持物(亡失)を執り、右手垂下、掌を前にして全指を伸ばす。腕鉤彫出。裳を着け、沓を履き、右足をやや外に向けて立つ。

【品質・構造】

サクラ属 一木造 漆箔・彩色
頭・体幹部は右腕内側と天衣の一部を含み、沓先にいたるまで縦一材から彫り出し、木心をほぼ中央に籠める。背面で上下二段に分けて長方形の背割り(上段 縦二〇・八、横一二・八、深一〇・七)を施し、各背板(上半分欠失、下半分杉板 縦七二・八、横一三・〇)をあてる。これに肩下がりから袖にいたる縦材(内割りを施す)を左右に矧ぎ(雇柄各二箇所とめる)、さらに左は袖口部縦一材を前膊半ばで蟻柄に継ぎ、両手首を矧ぐ。右大腿部外側で破損部(上下三〇・三、幅四・五)を埋木した痕跡がある。

【法量(修理後、美術院測定)】

本体 総高一七一・三／像高一六四・二／頂上ノ顎三四・三／髮際高一四四・〇／髮際ノ顎一五・〇／面幅一四・八／耳張一九・五／面奥一八・六／臂張四六・六／袂張五一・六／裾張三五・二／足先開(内側)九・四／同(外側)二三・〇／胸奥二二・一／腹奥二三・四
台座 全高七・一／方座高七・一／同張六三・九／同奥四八・八／隅足高一・五(単位cm)



図1 解体

〔付記〕
 平成十九年二月、十市町自治会員一〇〇名あまりの方々が、本像と地藏菩薩立像の修理後の姿をご覧になるため奈良国立博物館を訪れた。修理後のお披露目としては異例の規模で、本像に対する地元の思いの深さから実現した
 ことである。

(さとう だい／奈良県文化財保存課)

〔銘記〕

- 背板(腰下)裏面墨書銘 梵字(サ)奉修幅尊像／勸進者沙門阿闍梨
 宥尊／大佛師大坂山本平右衛門／大座五光供一作／元禄十五年壬午九
 月上旬
- (4) これまでは桂材と推定されていたが、奈良国立博物館と京大学生存
 圏研究所が行った木質鑑定により本体部はサクラ属であることが確認
 された(『鹿園雑集』第八号 平成十八年)
- (5) 体幹部とは異なる材を用いた作例としては禅定寺十一面観音立像など
 がある。



図5 背面(修理後)



図4 背面(修理前)



図3 右側(修理後)



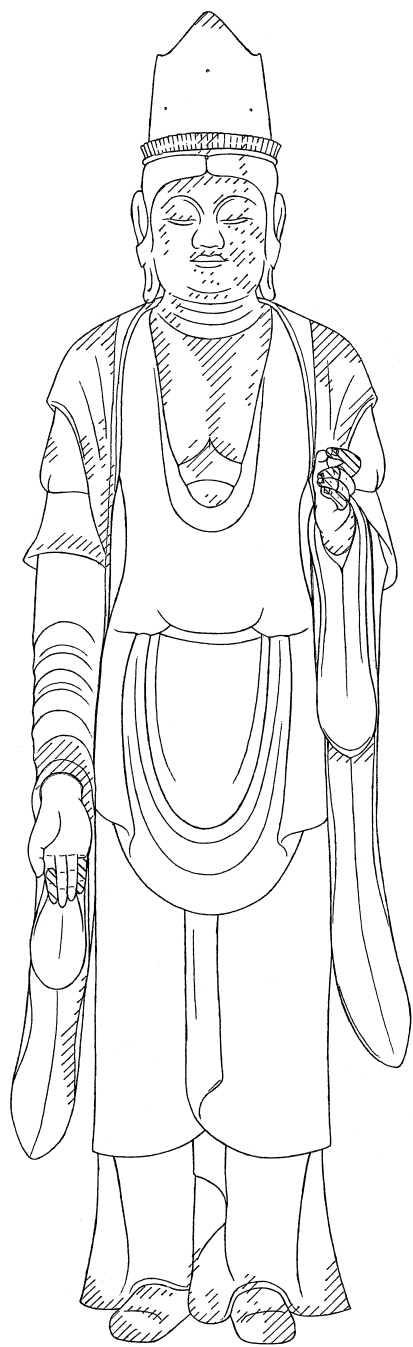
図2 右側(修理前)



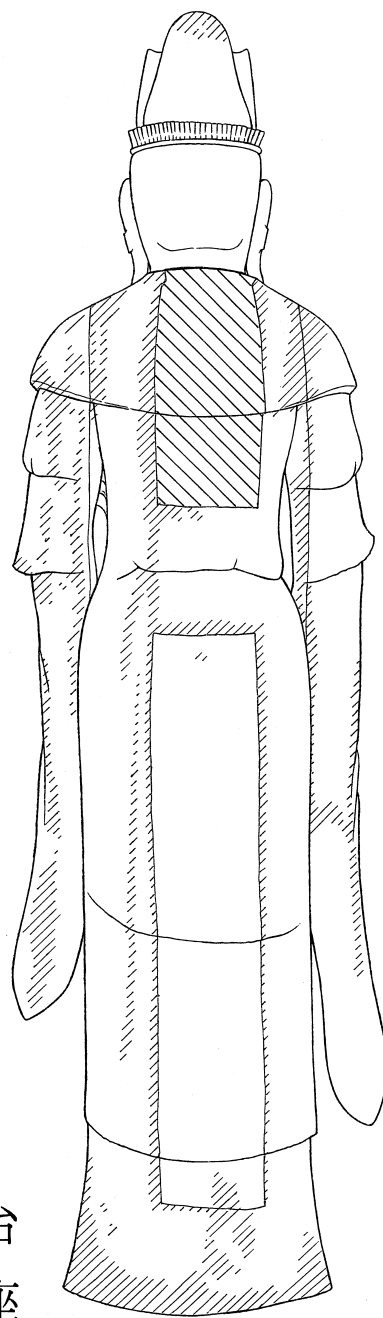
图7 修理後



图6 修理前



正面



背面

台座

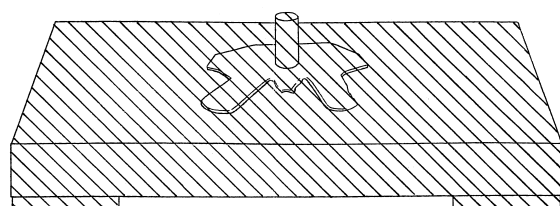


图8 修理图解